

3 労使協議機関に関する事項

(1) 労使協議機関がある事業所及び労使協議機関の成果

労使協議機関が「ある」は40.3%（前回39.6%）となっている。

労使協議機関が「ある」事業所について、平成25年（又は平成25会計年度；以下同じ）1年間に成果があったかどうかをみると、「成果があった」60.6%（前回57.2%）、「成果がなかった」1.2%（前回1.2%）、「どちらともいえない」36.6%（前回35.5%）となっている。

労使協議機関が「ある」事業所の割合を企業規模別にみると、企業規模が大きいほど多くなっている。また、労働組合の有無別にみると、労働組合が「ある」事業所では82.6%、労働組合が「ない」事業所では15.6%となっている。（第3表）

第3表 労使協議機関がある事業所及び労使協議機関の平成25年1年間の成果状況別事業所割合

（単位：％）

区 分	計	労使協議機関 がある 1)		成果状況			労使協議 機関が ない
				成果が あった	成果が なかった	どちらとも いえない	
平成26年調査計	100.0	40.3	(100.0)	(60.6)	(1.2)	(36.6)	59.7
< 企業規模 >							
5,000人以上	100.0	74.7	(100.0)	(68.2)	(0.6)	(29.4)	25.3
1,000～4,999人	100.0	66.0	(100.0)	(66.5)	(0.2)	(32.2)	34.0
300～999人	100.0	52.8	(100.0)	(55.7)	(0.3)	(42.7)	47.2
100～299人	100.0	32.7	(100.0)	(64.9)	(2.6)	(31.3)	67.3
50～99人	100.0	21.4	(100.0)	(59.3)	(2.6)	(35.1)	78.6
30～49人	100.0	16.4	(100.0)	(25.3)	(4.0)	(68.8)	83.6
< 労働組合の有無 >							
労働組合がある	100.0	82.6	(100.0)	(66.4)	(0.3)	(32.2)	17.4
労働組合がない	100.0	15.6	(100.0)	(42.6)	(4.2)	(50.2)	84.4
平成21年調査計 ²⁾	³⁾ 100.0	39.6	(100.0)	(57.2)	(1.2)	(35.5)	60.3

注：（ ）内は、労使協議機関がある事業所に対する割合である。

1) 成果の有無「不明」を含む。

2) 平成21年調査の成果状況は、平成20年（又は平成20会計年度；以下同じ）1年間についての結果である。

3) 平成21年調査の「計」は、労使協議機関の有無「不明」を含む。

(2) 正社員以外の労働者の労使協議機関への参画状況

労使協議機関が「ある」事業所について、正社員以外の労働者が「いる」は93.3%となっている。

そのうち、従業員代表に正社員以外の労働者が「入っている」は23.9%、正社員以外の労働者の従業員代表の就業形態（複数回答）別では、「パートタイム労働者」18.6%（前回25.0%）、「パートタイム労働者以外の労働者」7.1%となっている。（第4表）

第4表 労使協議機関へ参画した正社員以外の労働者の就業形態別事業所割合

（単位：％）

区 分	労使協議機関 がある 計	正社員以外の 労働者がいる		従業員代表に 正社員以外の 労働者が 入っている 1)	就業形態（複数回答）	
					パートタイム 労働者	パートタイム 労働者 以外の労働者
					平成26年調査計	100.0
< 企業規模 >						
5,000人以上	100.0	96.2	(100.0)	(35.5)	(30.8)	(9.0)
1,000～4,999人	100.0	97.3	(100.0)	(20.0)	(16.8)	(4.6)
300～999人	100.0	95.1	(100.0)	(16.3)	(8.6)	(8.1)
100～299人	100.0	90.1	(100.0)	(23.9)	(17.8)	(7.2)
50～99人	100.0	83.6	(100.0)	(13.2)	(10.3)	(5.4)
30～49人	100.0	87.7	(100.0)	(25.3)	(17.1)	(8.2)
< 労働組合の有無 >						
労働組合がある	100.0	93.8	(100.0)	(23.9)	(20.0)	(5.6)
労働組合がない	100.0	91.8	(100.0)	(23.9)	(14.2)	(11.8)
平成21年調査計 ²⁾	100.0	³⁾ 78.9	(100.0)	(…)	(25.0)	(…)

注：（ ）内は、正社員以外の労働者がいる事業所に対する割合である。

1) 正社員以外の労働者の就業形態「不明」を含む。

2) 平成21年調査は、正社員以外の労働者の従業員代表について、パートタイム労働者以外の労働者を調査していない。

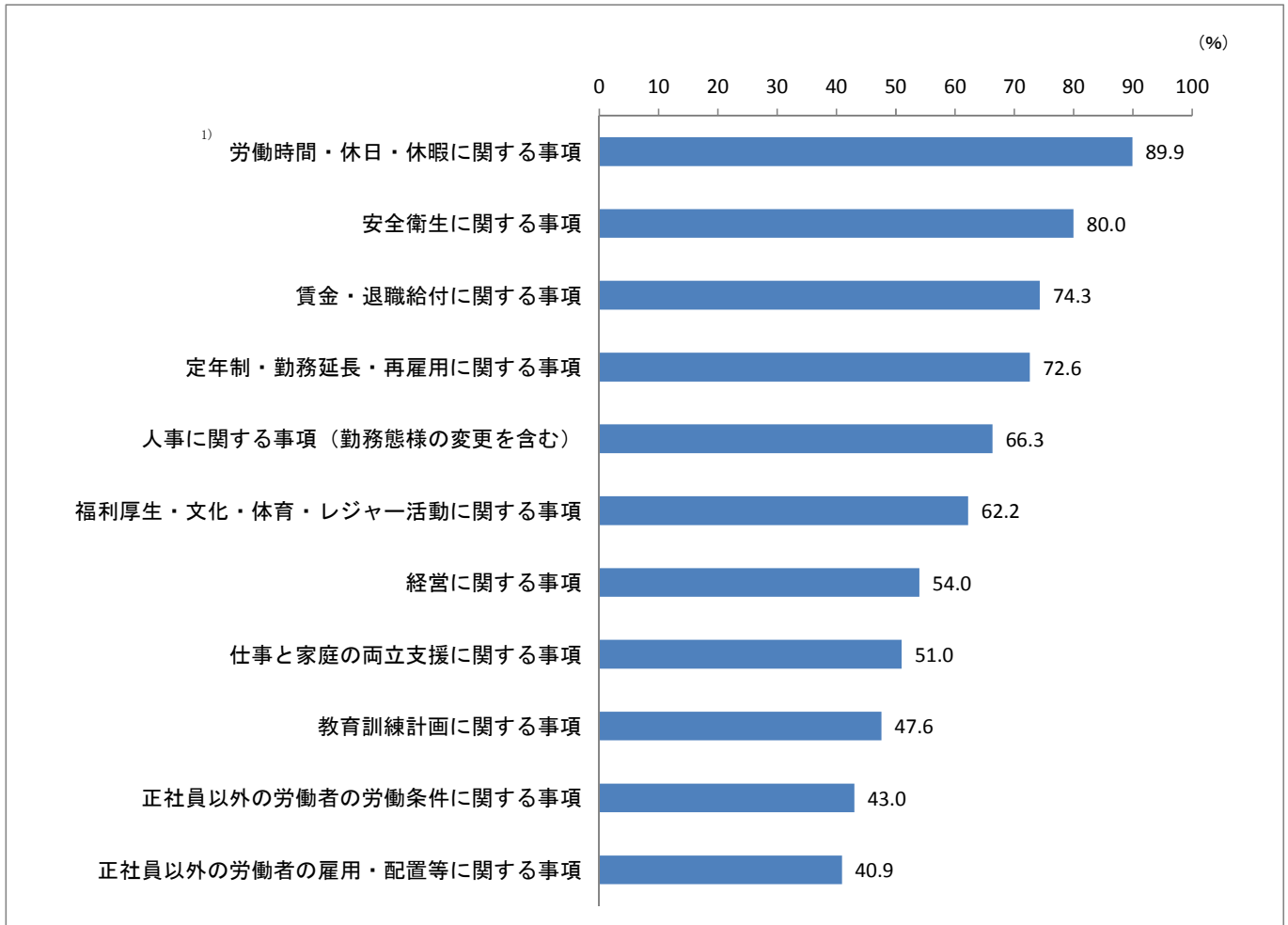
3) 平成21年調査は、「パートタイム労働者がいる」と回答した事業所の割合である。

(3) 労使協議機関に付議する事項

労使協議機関がある事業所について、以下の事項別に労使協議機関への「付議事項である」とする事業所の割合をみると、「労働時間・休日・休暇に関する事項」89.9%が最も多く、次いで「安全衛生に関する事項」80.0%、「賃金・退職給付に関する事項」74.3%などとなっている（第1図）。

第1図 労使協議機関に付議する事項別該当事業所割合（労使協議機関がある事業所）

平成26年調査



注：1) 育児休業制度及び介護休業制度を含む。